

令和元年度実地指導概要

(介護保険事業関係)

令和2年9月

目次

	頁
1. 実地指導の実績	1
2. R元年度文書指摘の概況	1
3. R元年度文書指摘状況（介護保険施設・事業所別）	1
4. R元年度文書指摘の主な事項（介護保険施設・事業所）	2
5. 文書指摘の主な事項（年度別）	3
6. 文書指摘事項の具体的内容	4
7. 介護報酬の返還状況（H14年度～R元年度）	8

1. 実地指導の実績

区 分	実地指導対象数	実地指導数	実施率(%)
介護保険事業	1,483	477	32.2
施設サービス事業	129	45	34.9
居宅サービス事業	886	296	33.4
介護予防サービス事業	468	136	29.1

※ 実地指導対象数は、令和2年3月31日現在

2. R元年文書指摘の概況

区 分	介護保険施設・事業所
実地指導施設・事業所	477
文書指摘施設・事業所	14
指摘率(%)	2.9
指摘件数	22

3. R元年度文書指摘状況（介護保険施設・事業所別）

区 分	介護保険施設・事業所			
	施設サービス	居宅サービス	計	指摘率(B/A)
実地指導対象施設・事業所	129	1,354	1,483	
実地指導施設・事業所 A	45	432	477	
文書指摘を受けた施設・事業所 B	1	13	14	2.9
指 摘 事 項	指摘数	指摘数	指摘数	割合
	件	件	件	%
【人員に関する基準】	0	8	8	36.4
【設備に関する基準】	0	0	0	0.0
【運営に関する基準】	0	9	9	40.9
【介護給付費の算定及び取扱い】	1	4	5	22.7
合 計	1	21	22	100.0

※ 居宅サービスには、介護予防事業を含む

4. R元年度文書指摘の主な事項（介護保険施設・事業所別）

区 分	介護保険施設・事業所			
	施設 サービス	居 宅 サービス	計	指摘率 (B/A)
実地指導対象施設・事業所	129	1,354	1,483	
実地指導施設・事業所 A	45	432	477	
文書指摘を受けた施設・事業所 B	1	13	14	2.9
指 摘 事 項	指摘数	指摘数	指摘数	割合
	件	件	件	%
【人員に関する基準】	0	8	8	36.4
① 職員の不足、必要な資格がないなど	0	8	8	
【設備に関する基準】	0	0	0	0.0
① 設備居室、病室などの不備	0	0	0	
【運営に関する基準】	0	9	9	40.9
① 内容・手続きの説明・同意が不十分	0	1	1	
② サービス提供の記録などの不備	0	0	0	
③ 利用料の受領に関する不備	0	0	0	
④ サービスの取り扱い方針の不備・ 不徹底など	0	5	5	
⑤ 運営規程の不備	0	0	0	
⑥ 勤務体制の確保が不十分など	0	1	1	
⑦ 重要事項等の掲示が不十分	0	0	0	
⑧ 衛生管理が不十分	0	1	1	
⑨ 個人情報取扱の不備など	0	1	1	
⑩ 苦情解決体制が不十分など	0	0	0	
⑪ 事故発生時の対策が不十分	0	0	0	
⑫ 非常災害対策の不備	0	0	0	
⑬ その他	0	0	0	
【介護給付費の算定及び取扱い】	1	4	5	22.7
合 計	1	21	22	100.0

※ 居宅サービスには、介護予防事業を含む

5. 文書指摘の主な事項（年度別）

区 分	28年度	29年度	30年度	元年度	前年度比
	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	(%)
実地指導対象施設・事業所	2,430	1,761	1,455	1,483	101.9
実地指導施設・事業所 A	626	542	490	477	97.3
文書指摘を受けた施設・事業所 B	50	45	39	14	35.9
指摘率（B/A）	8.0%	8.3%	8.0%	2.9%	36.3
指 摘 事 項	指摘件数	指摘件数	指摘件数	指摘件数	前年度比
【人員に関する基準】	16	11	16	8	50.0
① 職員の不足、必要な資格がないなど	16	11	16	8	50.0
【設備に関する基準】	0	0	0	0	—
① 設備、居室、病室などの不備	0	0	0	0	—
【運営に関する基準】	77	65	68	9	13.2
① 内容・手続きの説明・同意が不十分	7	8	8	1	12.5
② サービス提供の記録などの不備	2	2	1	0	0.0
③ 利用料の受領に関する不備	0	0	1	0	0.0
④ サービスの取り扱い方針の不備・不徹底など	14	24	8	5	62.5
⑤ 運営規程の不備	6	2	7	0	0.0
⑥ 勤務体制の確保が不十分など	11	7	12	1	8.3
⑦ 重要事項等の掲示が不十分	1	2	9	0	0.0
⑧ 衛生管理が不十分	9	4	11	1	9.1
⑨ 個人情報取扱の不備など	5	0	5	1	20.0
⑩ 苦情解決体制が不十分など	0	0	0	0	—
⑪ 事故発生時の対策が不十分	5	2	0	0	—
⑫ 非常災害対策の不備	6	4	0	0	—
⑬ その他	11	10	6	0	0.0
【介護給付費の算定及び取扱い】	20	6	12	5	41.7
合 計	113	82	96	22	22.9

※ 居宅サービスには、介護予防事業を含む

6. 文書指摘事項の具体的内容

(1) 介護保険施設の指摘事項

令和元年度の本県の指導監査対象であった介護保険施設は、介護老人福祉施設67、介護老人保健施設36、介護療養型医療施設25、介護医療院1の計129施設であり、実地指導した施設数は45（実地指導率34.9%）です。

このうち文書指摘した施設数は1（指摘率2.2%）です。

指摘件数は介護給付費の算定及び取扱い関係の1件となっています。

文書指摘した内容は次のとおりです。

【介護給付費の算定及び取扱い】

- ・リハビリテーション指導管理加算に必要な数の常勤の理学療法士等の配置がなされていない。

(2) 居宅サービス（介護予防を含む）事業所の指摘事項

令和元年度の本県の指導監査対象であった居宅サービス事業所は、訪問介護203、訪問入浴介護10、訪問看護58、通所介護207、通所リハビリテーション110、短期入所生活介護104、短期入所療養介護58、特定施設入所者生活介護29、福祉用具貸与53、福祉用具販売54の計886事業所、また、介護予防サービス事業所は、訪問入浴介護9、訪問看護58、通所リハビリテーション109、短期入所生活介護101、短期入所療養介護56、特定施設入所者生活介護28、福祉用具貸与53、福祉用具販売54の計468事業所、合計1,354事業所であり、実地指導を行った事業所数は432（実地指導率31.9%）です。

このうち文書指摘した事業所数は13（指摘率3.0%）です。

指摘件数は21件であり、内訳は人員に関する基準関係が8件、運営に関する基準関係が9件、介護給付費の算定及び取扱い関係が4件となっています。

これら文書指摘した中で、主なものを例示します。

【人員に関する基準】

(訪問介護)

- ・常勤・専従の管理者が配置されていない。（別所在地にある本部事務所に勤務している）
- ・常勤のサービス提供責任者が配置されていない。（別法人運営のサ高住の業務に従事している）

(通所介護)

- ・生活相談員がサービス提供時間を通じて配置されていない。
- ・基準に基づく看護職員の配置がなされていない。

(特定施設)

- ・生活相談員が配置されていない日がある。

【運営に関する基準】

(訪問介護)

- ・衛生管理について、従業者の健康状態を把握しないまま業務に従事させている。

(通所介護)

- ・勤務表について、併設の有料老人ホームとの勤務が明確に区分されていない。
- ・利用者等の個人情報を用いる際の同意書について、同意の意思が明確になっていない。
- ・一部の利用者について通所介護計画が作成されていない。
- ・一部の利用者について重要事項説明書の説明・交付がなされていない。
- ・一部の利用者について通所介護計画の同意を得ないままサービスを開始している。

【介護給付費の算定及び取扱い】

(通所介護)

- ・看護職員が必要数確保されていない日があるのに減算していない。
- ・個別機能訓練加算Ⅰについて、常勤の理学療法士等の配置がないのに加算を算定している。
- ・個別機能訓練加算Ⅱについて、個別機能訓練計画の同意を得ておらず、訓練の実施内容やモニタリングの記録もないのに加算を算定している。

7. 介護報酬の返還状況（H14年度～R元年度）

	事業所数	介護報酬返還額 (千円)
H14年度	23	75,418
15年度	55	52,442
16年度	92	125,721
17年度	209	67,637
18年度	127	111,543
19年度	62	18,284
20年度	54	11,984
21年度	39	7,140
22年度	69	14,781
23年度	35	63,270
24年度	34	7,967
25年度	43	106,298
26年度	25	26,143
27年度	20	10,301
28年度	12	7,503
29年度	11	11,494
30年度	7	11,328
R元年度	6	7,182
計	923	736,436